第３号様式（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

京都市山科区長

　（担当：地域力推進室企画担当）

山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金について、下記のとおり、交付することを決定しましたので通知します。

記

１　事業名

２　補助金交付予定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　交付の条件

（１）事業の変更等をしようとするときは、山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき、区長の承認を得なければならない。

（２）事業が完了した場合は、同要綱第１０条の規定に基づき、事業終了後速やかに、完了報告書等を提出しなければならない。

（３）この補助金の交付の決定後、同要綱第１３条第１項の規定に該当すると認められる場合は、補助金の交付等の支援の決定を取り消し、若しくは交付額及び支援内容を変更し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

（４）事業等の実施に際し、この補助金を受けていることを明示しなければならない。